

本館 ユニットケア慶和園ご利用料金表・（居室料1000円・20床）

ユニット型指定介護老人福祉施設利用の方（入所利用の方）※平成30年10月から適用

①居住費と食費

利用者負担額段階		居住費/日額	食費/日額
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等	820円/日 <small>（負担額上限額：2.5万円/月）</small>	300円/日 <small>（負担額上限額：1万円/月）</small>
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 （年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方）	820円/日 <small>（負担額上限額：2.5万円/月）</small>	390円/日 <small>（負担額上限額：1.2万円/月）</small>
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 （年金収入と他の所得の合計が80万円を越え266万円以下の方）	1000円/日 <small>（負担額上限額：3.1万円/月）</small>	650円/日 <small>（負担額上限額：2万円/月）</small>
第4段階	・本人及び世帯全員が住民税を課税されている方	1000円/日	1380円/日

②介護福祉施設サービス費（ユニット型介護老人福祉施設）

下記は1日あたりの介護サービス費の単位数で、京極町の場合1単位＝10円です。介護保険適用時の利用者負担額は1割です。下記の数値がそのまま1日あたりの利用負担額(円)となります。

利用日数 分算定	サービス内容	要介護度				
		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	ユニット型介護老人福祉施設サービス費（Ⅰ）	636	703	776	843	910
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
	夜間職員配置加算	18	18	18	18	18
	合計	676	743	816	883	950
	口腔衛生管理体制加算	30/月				
	栄養マネジメント加算	14/日				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護サービス費＋その他加算料金を含めた料金の8.3パーセント相当額を算定。 ※加算内容によって変動があります。				

□下記の各種加算についてはご利用者の状況及び当施設のケア体制整備状況に応じて算定致します。（単位/日）

該当時に算定される加算	看取り介護加算	・看取り介護を実施し当該施設・在宅死の場合	1280
		・看取り介護を実施後、2日以内に他施設・医療機関死の場合	144
		・看取り介護を実施後、4日～30日に他施設・医療機関死の場合	680
		・看取り介護を実施後、4日～30日に他施設・医療機関死の場合	780
	経口移行加算	経口摂取に移行するために栄養管理を実施した場合	28
	経口維持加算	著しい摂食障害がある方の経口摂取をするための栄養管理を実施した場合	400
		摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	100
	栄養マネジメント加算	多職種協働の専門職により栄養マネジメントを実施した場合	14
	低栄養リスク改善加算	低栄養のリスクが高い入所者に対し栄養状態、嗜好などを踏まえ栄養、食事調整を行い低栄養リスクを改善できた場合	300/月
	療養食加算	療養食を提供した場合（1食を1回とし1回単価で評価）	6/回
	初期加算	初入所日から30日以内について算定。または30日以上入院後の再入所についても算定	30
	外泊時費用	病院等へ入院した場合や居宅などへ外泊を認めた場合（1カ月に6日間まで）	246
	認知症専門ケア加算	①認知症者が一定割合あり、②指定研修を受けている職員が一定割合いる施設で③定期的な施設研修を開催している場合。	3
上記要件を満たし、さらに指定の上級者研修を受けている職員が一定数あり、看護・介護研修計画を立て実施している場合。		4	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当職員を定めている場合	120	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合	90/月	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生予防の為、計画的に管理した場合（3ヶ月に1回）	10/月	

※外泊時費用について、外泊時の食事代は頂きませんが居住費についてはご負担いただきます。また6日以上長期的な外泊（入院等）の際、場合によっては居室確保のご希望には沿えない場合もございます。万一、当該居室を継続的に確保する場

新館 ユニットケア慶和園ご利用料金表 (居室料1970円・40床)

ユニット型指定介護老人福祉施設利用の方(入所利用の方) ※平成30年10月から適用

①居住費と食費

利用者負担額段階		居住費/日額	食費/日額
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等	820円/日 <small>(負担額上限額:2.5万円/月)</small>	300円/日 <small>(負担額上限額:1万円/月)</small>
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方)	820円/日 <small>(負担額上限額:2.5万円/月)</small>	390円/日 <small>(負担額上限額:1.2万円/月)</small>
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税の方 (年金収入と他の所得の合計が80万円を越え266万円以下の方)	1310円/日 <small>(負担額上限額:3.1万円/月)</small>	650円/日 <small>(負担額上限額:2万円/月)</small>
第4段階	・本人及び世帯全員が住民税を課税されている方	1970円/日	1380円/日

②介護福祉施設サービス費(ユニット型介護老人福祉施設)

下記は1日あたりの介護サービス費の単位数で、京極町の場合1単位=10円です。介護保険適用時の利用者負担額は1割ですので、下記の数値がそのまま1日あたりの利用負担額(円)となります。
(単位/日)

利用日数 分算定	サービス内容	要介護度				
		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I)	636	703	776	843	910
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	看護体制加算I	4	4	4	4	4
	夜間職員配置加算	18	18	18	18	18
	合計	676	743	816	883	950
	口腔衛生管理体制加算	30/月				
	栄養マネジメント加算	14/日				
	介護職員処遇改善加算I	介護サービス費+その他加算料金を含めた料金の8.3パーセント相当額を算定。 ※加算内容によって変動があります。				

□下記の各種加算についてはご利用者の状況及び当施設のケア体制整備状況に応じて算定致します。(単位/日)

該当時に算定される加算	看取り介護加算	・看取り介護を実施し当該施設・在宅死の場合	1280
			144
		・看取り介護を実施後、2日以内に他施設・医療機関死の場合	680
			780
		・看取り介護を実施後、4日~30日に他施設・医療機関死の場合	144
	経口移行加算	経口摂取に移行するために栄養管理を実施した場合	28
	経口維持加算	著しい摂食障害がある方の経口摂取をするための栄養管理を実施した場合	400
		摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合	100
	栄養マネジメント加算	多職種協働の専門職により栄養マネジメントを実施した場合	14
	低栄養リスク改善加算	低栄養のリスクが高い入所者に対し栄養状態、嗜好などを踏まえ栄養、食事調整を行い低栄養リスクを改善できた場合	300/月
	療養食加算	療養食を提供した場合(1食を1回とし1回単価で評価)	6/回
	初期加算	初入所日から30日以内について算定。または30日以上入院後の再入所についても算定	30
	外泊時費用	病院等へ入院した場合や自宅などへ外泊を認めた場合(1ヵ月に6日間まで)	246
	認知症専門ケア加算	①認知症者が一定割合あり、②指定研修を受けている職員が一定割合ある施設で③定期的な施設研修を開催している場合。	3
上記要件を満たし、さらに指定の上級者研修を受けている職員が一定数あり、看護・介護研修計画を立て実施している場合。		4	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当職員を定めている場合	120	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合	90/月	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生予防の為、計画的に管理した場合(3ヶ月に1回)	10/月	

※外泊時費用について、外泊時の食事代は頂きませんが居住費についてはご負担いただきます。また6日以上 of 長期的な外泊(入院等)の際、場合によっては居室確保のご希望には沿えない場合もございます。万一、当該居室を継続的に確保する場合には居住費を負担いただくことになっております。 ※詳細につきましてはお気軽にお問い合わせ下さい。